

淡路市教育委員会告示第25号

淡路市立図書館の臨時休館について

淡路市立図書館設置条例（平成17年淡路市条例第230号）第6条第2項の規定に基づき、次のとおり、淡路市立図書館を臨時に休館します。

令和8年8月4日

淡路市教育長 角 村 光 浩



- 1 休館する図書館 津名図書館及び東浦図書館
- 2 休館する日 令和8年9月25日
- 3 休館理由 管理上必要があるため。